

## 令和6年度第4回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和7年1月23日

【事務局】 保険年金課

【開催日時】 令和7年1月23日（木）午後7時～午後8時

【開催場所】 伊勢原市役所3階 第3委員会室

【出席者】

（委員）御領会長、大川副会長、齊藤委員、高橋委員、山口委員、宇賀神委員

（事務局）高橋健康づくり担当部長、宮川保険年金課長、森国保係長、萩原主査

【公開可否】 公開

【傍聴人】 なし

### 《協議会の経過》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直し及び答申（案）について

（2）その他

4 閉 会

### —開会—

【事務局】 ただいまより令和6年度第4回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開会します。

本日は、定数9名に対し出席者6名で、過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や会議録は、市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日は、傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。

【会 長】

先月の第3回の運営協議会に引き続いで、本日は第4回目の協議会になります。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。第3回協議会では、保険税率見直しについて、改定方針としましては応能・応益割を56対44に近づけることが適当であるとの方向性を確認しました。

本日は、1月8日に県から本係数による国保事業費納付金が示されましたことから、保険税率等の改定について、答申に向けて最終決定を行っていきたいと考えております。委員の皆様の活発な御意見をいただきながら議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、ここで資料の確認をいたします。

(資料の確認)

それでは、次第3の議題に入りたいと思います。議長につきましては、通例により会長がなることとなっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

**【会長】** それでは、議事に入ってまいりたいと思います。次第3の(1)、伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しにつきましては、本日、最終案が御提示されるということになりますので、これについて皆様の御意見を求め、先日市長からいただきました諮問事項に対しまして本協議会としての結論を出したいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第3番の議題1について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは、資料1「国民健康保険税の税率等の見直しについて」説明いたします。今回は最終案ということで、県から本ケースの確定係数による事業費納付金が示されましたので、最終案の御提示、御説明と、今後の見通しを御説明したいと思います。

まず、3ページ目、1「令和7年度税率等改定に向けた試算ケースについて」、前回の資料に少し加えたところがございます。前回の協議会の中で何種類かの試算ケースをお示ししたところ、ケース3、応能・応益割合で言いますと、56対44の応能・応益割合での方向性で税率改定を進めていくことになりましたので、今回ケース3で最終試算をお示ししております。

ケース③'が確定係数に基づいた試算になっておりますので、今回、この資料の中ではケース③'について主に説明をさせていただきたいと思います。

4ページ目「令和7年度事業費納付金(確定係数)による賦課総額・税率」。まず(1)

「令和7年度国民健康保険事業費納付金(確定係数)」のところで、県から1月8日に確定係数による事業費納付金が示されました。その内容としまして、表の太枠のところ、「令和7年度(確定係数)」となっているものが7年度の確定した事業費納付金ということになっています。前回御説明しました仮係数に比べまして、若干増えたような結果になっております。金額としましては、仮係数より約1,180万円の増となりました。

こちらの経緯としましては、当初、神奈川県においては、確定係数の事業費納付金の合計、これは県内での合計ということになりますが、仮係数よりも約42億円も多い計算になりました。伊勢原市においては、約4,500万円の増になりました。かなり増額ということになりましたので、県内市町村と協議をした上で、神奈川県の令和5年度の繰越金及び財政安定化基金を活用して、増額幅を最小限に抑えることになりました。結果としまして、今回お示ししている約1,180万円の増にとどまったということになっております。

ただ、神奈川県から示されていることとしまして、今回の対応により県の基金の取崩しが生じているということもあり、今後、保険給付費の動向によって県の基金の本体部分も取り崩さざるを得ないような状況が生じる可能性もあって、そういう場合には納付金が増える要素にもなるということです。令和7年度についてはある程度最小限の幅で抑えることができましたが、令和8年度以降でそういう要素が出てくるということが示されております。

では、次の5ページ(2)「保険税賦課総額の算出」になります。こちらの表については、今回確定係数が示されましたので、こちらの事業費納付金に基づいて、改めて試算をするための集めるべき保険税額等を再計算したものになっております。

前回お示ししたところから変更点をピックアップしますと、まず①番「保険税として集めるべき額」について見直しを行っております。これについては、税率改定を行うに当たって法定内の繰入金のほうも少し変動がありましたので、法定内の繰入金を考慮した上での集めるべき額を再計算しております。

それに伴いまして、⑤番の「その他繰入金」のところ、こちらについては、前回、一般会計からの法定外繰入れについては、3億800万円ということで試算をしておりましたが、法定内の繰入金が若干増えるという試算結果となりましたので、少し削減しまして、3億円で今回試算をしている状況でございます。その結果、⑥番の「事業費の不足額」が9,285万5,000円となりまして、若干前回お示ししたときよりも増えているものになっております。最終的に⑦番の「保険税必要額」については17億3,192万円ということになりましたので、こちらの金額を充足するための税率改定を行うということで、税率の最終試算を行っております。

では、次の6ページ(3)「試算ケース③(仮係数・確定係数)における保険税賦課総額の算出」、仮係数と確定係数を絞り込んだ形でのお示しということになります。この場合、試算ケースの③のところが確定係数になっておりますので、こちらで試算を進めていきます。詳細な数字の御説明は割愛させていただきます。

(4)「令和7年度試算にあたっての被保険者数、世帯数」については、前回お示したものと変更はございません。

結果としまして、7ページ(5)「試算ケース③(仮係数・確定係数)における税率、均等割額及び平等割額」、こちらで令和7年度の試算③、確定係数の税率等の試算結果ということになっております。こちらが最終試算ということになります。

数字を見ていきますと、医療分の③のところ、税率としては6.37%ということで、令和6年度と比べると0.17ポイントの上昇、仮係数のときにお示しした税率と比べると、0.03ポイント増えているということになっています。均等割額につきましては2万5,900円、令和6年度と比べると500円の増額、仮係数のときと比べると100円の増額ということになっています。

平等割額につきましては、令和6年度と比べると200円、これは仮係数のときと変わらない金額になっておりまして、それぞれ医療分、支援分、介護分、それぞれ見直しして、仮係数時と比べますと0.03ポイントから0.04ポイントの上がり幅となっております。均等割額については100円から200円、平等割額については仮係数のときから比べると据置きでということで、調整させていただいております。こちらは最終試算案ということになります。

こちらの税率に基づきまして試算をしました結果としまして、次の8ページ目3「令和7年度の試算結果」の(1)「令和7年度の試算結果における賦課総額、保険税必要額」、細かな数字は御説明しませんが、試算③の結果になっております。

これに基づいて、次の9ページ(2)「令和7年度の一人当たり保険税額(年間)と前年度との比較」。こちらも③のところ、一番右の1人当たりの平均の保険税額で見ますと11万4,673円となっておりまして、令和6年度、前年度との差で見ますと6,289円の増、増減率としては5.8%ということになりました。前回お示し

した仮係数から比べると、平均した額としては745円の増額、増減率としては0.69ポイント増えたということで、若干確定係数により増えたところがありましたが、増減幅としては1%以内に収まっているということで、このような結果にはなりました。

では、続いて10ページ(3)「税率改定後(試算結果)の令和7年度の収支状況(見込み)」です。太枠のところ、保険税として集めるべき額、その他の繰入金等、先ほどお示しした金額で再計算、再調整した上で、最終的な収支状況としては、ほぼプラス・マイナス・ゼロということで今計算をしております。基金の積立てに関しては、あらかじめ集めるべき額の中に積立額も含んでおりますので、一旦試算上は収支はゼロに近い数字になっていますが、年度末の基金保有額としては、目標額とする事業費納付金の5%以上を確保できるといった状況になっております。

続きまして、別紙のほうで説明いたします。別紙1「保険料適正算定システム シミュレーション結果 総括表」についてです。先ほどお示ししました税率、均等割額、所得割額、平等割額の細かい表になっておりまして、今回、確定係数による税率等につきましては、黄色の網かけになっている欄でお示ししております。

確認するところとしましては、金額等は先ほどと変わりませんが、一番右端の応能割合、応益割合となっていますところの賦課割合の部分、③番、仮係数による試算のものと③'の確定係数による試算の結果の割合が、いずれもおおよそ56対44になっているということが分かるかと思いますので、若干確定係数による調整はありましたが、応能・応益割合につきましては、当初のとおり56対44の割合になっているということが分かるかと思います。

では、続きまして、別紙の2です。ケース③に絞り込んで、各世帯構成ごとの令和6年度との比較になります。こちらも黄色の網かけになっている欄は、今回最終試算案でお示しするものになっております。所得割、均等割とも上がり幅があまり大きくなかったというところもございましたので、こちらの表で見た限りではあまり差がないものとなっています。

例えば「【1人世帯】(A1)」といった一番上の段の左端の世帯、1世帯のところで見ますと、こちらは令和6年度から300円の上がり幅になっています。1万8,000円ですね。こちらは仮係数、確定係数共に影響がなかったということで、変わってはございません。

「【1人世帯】(A1)」の一番高い所得で試算したケースでいきますと、仮係数では令和6年度と比べて1万1,300円の増額、一方、確定係数においては1万4,400円ということで、仮係数に比べると3,000円ほど上がっているといった状況になっています。

1人世帯で40歳以上、介護納付金が生じる40歳以上の世帯で見ますと、7割軽減、一番低い保険税額で見ますと、仮係数と比べますと約100円増額の700円ということになっていますので、7割軽減が適用されるような方については、あまり影響を受けていないということがこれで分かります。

一方で、一番下の段の一番右下、4人世帯で所得が515万円の世帯になりますと、仮係数、確定係数で比較しますと6,300円の増額。増減率としては0.93ポイント上昇ということになっておりますので、この表の中で一番影響が出ている、4人世帯の515万円の所得の世帯が、約6,000円の上昇という額での影響になってお

ります。

あと、傾向としては、応能・応益割合が加わっておりませんので、特にそういった大きな変化というのはございませんでした。

別紙2の説明については、以上となります。

では、先ほどの資料1に戻りまして、11ページの4「財政状況の推移（令和8年度以降、税率改定後の見込み）」です。今まで令和7年度の試算の話をしましたが、令和8年度以降、税率改定がどれぐらいの頻度でどれぐらいの必要性があるのかという、現時点での試算状況ということになります。令和8年度から、この表としましては10年後までを一旦試算をしております。実際には、令和15年には県内の保険税率については統一されますので、実際は令和14年度までが市町村独自で改定していくような形にはなっていきます。

試算に当たって、こちらも細かい説明は割愛させていただきますが、税率の試算に必要な要素が何点かございますので、そちらについてそれぞれ10年間の推計を行っております。

11ページ（1）「被保険者数の推移（令和8年度以降）」につきましては、現時点、令和7年度で見ますと、前年度と比較しますとマイナス4.69%の減少ということで、こういった現象がしばらくは続くという推計をしています。ただし、前期高齢者から後期高齢者に移行する人が、ちょうど今、2024年、25年がピークということになっていますので、令和8年度以降はそういった移行される方も減っていくことを想定していまして、被保険者の減少率もやや鈍くなっていくという想定をしております。

次の12ページ（2）「国民健康保険税収入の推移（令和8年度以降）」につきましては、こちらもなかなか難しいところではありますが、被保険者数は減少していくまでの、税収も減少していくという想定をしております。令和7年度の見込みとしては、あくまで税率改定をしなかった場合という想定ではありますが、前年に比べて7.34%ほど税収入も落ちてくるというところで、今回税率改定するということになっています。

こちらの表としては、あくまでシミュレーションではありますが、税率改定を行ったという前提で、税収がそれでもなお減っていくという想定で10年間の推移を行ったものになっています。大体1年当たり数%、3%、1%といったような減少は、引き続き税率改定後も生じるという見込みでございます。

次の13ページ（3）「事業費納付金の推移（令和8年度以降）」、これもなかなか読めないところではありますが、7年度については確定係数で示されましたので、こちらは確定ということになりますて、8年度以降どのように推移していくのかというのは、様々な要素があるのでなかなか難しいところではありますが、ここでの推計としては、一番大きな要素としまして、被保険者数に依存する部分があるかと思いますので、最初にお示ししている被保険者数の伸び率と連動する形で、事業費納付金も恐らく減っていくだろうという予測の中で推計をしたものになっております。

こちらもやはり被保険者数、すなわち給付費、医療費のほうも減っていくという想定の中で、事業費納付金も大体4.7%から3%の間で減少していくというところでの推計をしております。

あと、次の14ページ（4）「基金の推移（令和8年度以降）」、令和7年度では、基

金の活用額としては1億5,000万円、積立額は1億3,000万円を行います。令和8年度以降、基金の活用積立てを行いますが、基本的にはこの時点で基金の保有額が大体1億5,000万ぐらいは確保できているということで、基金を活用または積立てしなくても、目標とする保有額といったものが確保できている前提で、9年度以降はあまり活用や積立てというものをしなくても、目標とする基金の保有額が確保できる想定で、推計したものにはなっておりま。

これらの要素を踏まえまして、次の15ページで、令和8年度以降の税率の改定を試算したものになっています。

令和8年度以降、例えば法定外繰入金につきましては、令和7年度は3億円の繰入れということになっていますが、令和8年度以降3,000万円ずつ縮減していくという計画の中で、令和16年度を最後にゼロになるような見込みであります。こちらにつきましても、財政状況によってはもう少し早く削減する、縮減するといったことも想定しております。

見ていただきたいところとしては、表の一番下にある一人当たり年税額や増減率というところです。今回、令和7年度については、前年度からの増減率として5.8%保険税を引き上げるといった想定をしておりますが、令和8年度、令和9年度についても、こちらの試算では3.58%、4.9%ということで、あと2年度ぐらいはやはり税率改定というが必要になってくると見込んでおります。

こちらにはまだ考慮はされていませんが、令和8年度からは子ども・子育て支援金といった新たなものも創設されることもございますので、そういうものを踏まえていくと、やはり令和8年度、9年度あたりまでは税率改定は必要になってくるという想定ではございます。

あくまでこれも現時点での推計ではありますが、令和10年度以降については、前年度からの増減率が抑えられるような形になっておりますので、10年度以降は毎年検討しつつも、2年に1回といった形での改定になると想定しております。

令和15年度には、県の示す市町村標準税率を設定することになるため、段階的に引上げを行っていくことを想定している状況ではございます。なので、しばらく令和8年度、9年度あたりまでは毎年度、税率改定が必要になってくるかなという見込みではございます。

これは補足というか、現時点でのということになりますが、例えば9ページで、試算ケースの5番として、現時点での県が示している市町村の標準税率で試算した場合に、伊勢原市としては1人当たり12万7,383円という試算結果が出ております。この水準が、先ほどの15ページの表でいきますと、大体令和12年度から13年度で同じような県の示す標準税率に近づくような試算結果になっておりますので、令和12年度から13年度にかけて、県の標準税率に近づけるという見込みではございます。もちろん、来年度、改めて試算をしてどうなるかというところはございますが、あくまで現時点での試算ということでは、このような結果になっております。

以上で資料1の説明になります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、今事務局より御説明いただいた内容について、御質問、御意見をいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 今の説明で理解していない部があるのですが、15ページのところ、

保険税を上げていかないといけないということで、それも毎年少しづつ上げていこうということで今年もやっているかとおもいますが、今のお話ですと、その辺の税額の増減率が4.9から令和10年度に0.51になるわけですけど、その辺まで行けば要は保険税の増額というのは避けられるということですか、それとも、まだその段階でもやはり保険税を上げていかないと追いついていかない。

【事務局】 やはりこの辺りになると、県が示す市町村の標準税率がどれぐらいなのかというところも含めて、そこを参考にしつつ、もし現行よりもまだ高い水準での税率が示されるのであればそこに近づけていくような改定というのは、やはり必要になってくるとは思います。

あくまで今こちらで見ているのは、伊勢原市の財政状況を踏まえた税率改定の試算になっていますので、令和10年度あたりはもう県の標準税率に合わせていくような、そういう方向での検討ということにはなってくるのかなとは思います。

【委員】 そこでもまた保険税のアップというのが避けられない。

【事務局】 そうですね。そのときにならないと何とも言えない部分はありますが、県の示す標準税率と伊勢原市のそのときの税率と比べて、例えば県の示す標準税率が低ければ改定をしなくとも済む可能性もございますし、もし県の示す税率のほうが高ければ、そこに近づけていくために上げないといけないということで、検討もすることになるかとは思います。

【委員】 ちょうど令和10年度くらい、私も団塊の世代の市民ですけど、その辺が落ち着いてくる頃、要するに通常国民健康保険から抜けて、後期高齢者医療保険に移る人が増える頃なので、給付対象人数も一気に減少すれば、保険税率も1人当たり上げていかないといけないという捉え方もしていたものですから、何とも言えないところですね。

【事務局】 そうですね。あとは被保険者数もどれぐらい減少するのか、このままずっと減少し続けるのか、ある一定でとどまるのかというのは、見えない部分もございます。社会保険のさらなる適用拡大という動きもあるようですので、そういうことがあると被保険者数も減る要素になり、なかなかそこは読み切れない部分ではございます。

【事務局】 そのため、一応参考にしながら、毎年検討はしていくというふうな形を取りたいと考えています。

【委員】 保険税を払う人の立場になってみれば、まだまだ毎年上がってくるのかといった状況が危惧されてくるのかと、その辺り確認したかったので、結構です。

【会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

【委員】 すごく初歩的なことなのですが、県への働きかけみたいなものというのはできないですか。もう県の動向のままに税率といったものを、どこの市町村もそうなのでしょうけれども、困っているからもう少し何とかしてくれといった働きかけみたいなことというのは、できないのですか。

【事務局】 最終的には、やはり県内で統一していくものではあるのですが、今、伊勢原市のほうで基金の活用や、一般会計からの繰入れというところで、急激な税率の上昇を抑えたりとかということもやっています。そういう市独自で行っているような基金の活用等も、やはり標準税率になると統一していかないといけないということもありますので、どこまでそれを市町村裁量でできるのかどうかといったことは、

これから協議していくような形にはなるかとは思います。

令和12年度までには一般会計からの法定外の繰入金や、その使途目的なども協議していくながら、県内で統一していくような形になりますので、協議する機会というのはあるかと思います。

【会長】 県単位でシステムを一元化するということでやっているのは、県で回したほうが効率がよくなるという考え方があるからこそやっているんじやないかと思うんですけども、ただそれは、これまでの伊勢原の国民健康保険の動かし方というのが、かなり一般会計からお金を入れて高くならないようにしていたということもあり、それをクリアしていくのが大変だということですね。

【事務局】 そうですね。

【会長】 ほかのところは県に移行していくほうが有利になるとかそういうところはありますか。

【事務局】 今まで市のほうで基金が結構ありました。それを使いながら、基準外の繰入金も入れながら抑えていたというところがあるんですけども、結局その部分の基金がなくなってしまって、昨年度、税率改定をさせていただいているという経過があります。

今後については、やはり今、基準外の繰入金は、決算補填の部分についてはなくしていくようにと国のほうから方針が出ていて、その部分については、当然全部なくしてしまうと保険税が一気に上がってしまいますので、それはなかなか難しいのですが、やはり段階的に削減をしつつ保険税は上げていきながら、県の最終的に令和18年度になると神奈川県内、要は同じ所得で同じ家族構成であれば全部一緒になっていきますので、そこを目指して上げていかないと、やはり急激に上がってしまうということも考えられます。それも結局、被保険者の負担感の増になりますから、段階的に県の標準保険税率を見ながら上げて、本当に急激な増加になってしまわないよう、今このような試算をさせていただいて、段階的に今、激変緩和じゃないですが、そのような形の手法を取らせていただいているという形になりますかね。

【会長】 先ほど副会長からもありましたけれども、その辺りが多分皆さん心配なところだと思うので、丁寧に説明をするということが必要になってくると思いますけれども。

【事務局】 今の国保の制度だと、市町村の被保険者がどんどん少なくなってきていて、それでいて医療費も上がって1人あたりの負担がどんどん増えていっててしまう、そういう構造的なものがあるので、実際には各市町村は国や県にも要望しています。

今の制度は市町村が決めていかなくてはいけないことなので、こういうやり方になっていますが、全国的にはもう国への要望というのは、各市町村はまとめて出しておりまして、その制度改革という大きな国保の改革がされないと、今これだけの被保険者がいるけれどもだんだん減っていってしまう、それに対して、国保税をどうするんだというと、やはり上げていかなければ皆さんの保険が対応できないという状況、もうそこ自体が逼迫しているので、各市町村でやるようなレベルではなくなってきてるのではないかというのは何年も言われて、要望も出させていただいているんですけども、なかなかその辺の制度改革はできていないというのが今の現状です。

今後はもしかするとそういうことが変わって、本当に国民皆保険で最終的に国保に入るというような状況なので、もう国が見なさいというような話になれば制度とし

ては一番いいのかもしれません、今のところは市町村で決めていかなくてはいけないことでございます。

【委員】 いずれにしても、将来的には国民健康保険の被保険者がどんどん減少していきますので、高齢者が75歳になると別の保険になってくるのと、国民皆保険と言いながら、被保険者が減れば、当然その負担は将来はどこかで行わないといけないので。正直、国が全部やってくれれば一番良いなと思います。

【事務局】 そうですね、一番いいのはもう全部保険を1つにしてしまうというようなことも言われていますので、そうなれば一番いいのでしょうか、まだそこまでなかなかいきませんので。

【委員】 企業の健康保険は、それなりに保険金が高く企業が払っているわけですので、その辺も難しいですよね。

【会長】 ありがとうございます。では、ほかの委員、いかがでしょうか。

【委員】 今もう県のほうの金額も出たし、応益割も出たということで、もうほとんどこれで調整できないということでいいですかね。

【事務局】 そうですね、数字そのものもこれが最終です。

【委員】 そうですね。だからもう、これをもっと変えるとしたらどこを変えたらいいのだろうというのがありますから、取りあえずこの数字で行かざるを得ない。言い方は変ではありますが。

あと、市のほうの金額、要するに一般会計からの繰入れにしても、結局はもともとは市の税金ですから、税金から出すのか、それとも保険税から出すのか。確かに繰入金を多くすれば一般会計のほうが苦しくなって、例えば極端な話、税金を上げないといけないとか、それとはまた別のサービスを低下しないといけないというようなこともありますから、やっぱり今のこれは減らしていくというのは、県で統一するというのも含めてこういう形になっていくのは仕方ないという気がします。

【会長】 ありがとうございます。いかがですか。

【委員】 いや、私はどちらかというと、上がるという抵抗感はあるけど、比較的すごく優しい上げ方じゃないかなと。市町村によっては、今の段階で標準税率を使うとか、こんな話もよく耳にするので、そういう意味でいくと、これだけ苦しい財政の中でもこういう負担にしているというのは優しいやり方という気はします。

【会長】 ありがとうございました。いかがでしょうか。

【委員】 現時点では税率を上げて、18年度からの統一の問題もありますし、あとは国民健康保険から社会保険に移行して、国が税金というか、社会保険料を調達しようとしているし、そういう流れを考えると、最終的に県全体での統一、最終的には国で統一して、最終的に税金で支払うと。各市町村で税金を投入ということになると、またその辺は各市町村ばらばらになり不平が出る可能性もあるので、流れ的には仕方がない、18年度に一気にアップするというのも、市民への説明もなかなか難しくなると思うので、徐々にあと2年後ぐらいから少なくなるにしても県の標準のところに合わせながら上げていくという、そういうやり方がいいのではないかと思います。

【会長】 ありがとうございます。

何度もデータを検討していただいて、大体の流れ、私のほうも共通理解も進んでまいりましたので、その上でこの流れで上げていくということに関しましては、妥当という結論でよろしいでしょうか。

それでは、決を採ります。1点目は、令和7年度におきましても保険税の引上げを行うことということと、それから2点目としまして、低所得者に配慮した応能・応益割合ということで、56対44ということに近づけたいという、この2つの点でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それでは、皆様に御賛同いただきましたので、税率の改定と応能・応益が56対44ということで、この審議会として求めたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、次に、今回の諮問事項であります「伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて」に対する答申書を作成するということになりますので、この答申書の作成につきましては、税率改定に対する御意見や配慮すべき事項などを加えることができます。御意見がありましたら述べていただきたいと思いますが、イメージとして分かりにくいと思いますので、事務局より御提案をいただいて、それを御確認いただいた上で、附帯決議のことに関する御意見を頂戴したいと思います。

では、事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】 では、これから皆様に答申書の案をお配りさせていただきます。

答申書の作成方法なんですが、ただいま御意見をいろいろいただきましたので、取りまとめていただいた内容に沿いまして答申書（案）を作成させていただきます。

答申書（案）につきましては、前回の協議会でも説明しましたが、考え方や方向性を記載させていただくものになりますので、具体的な税率表示などはいたしません。今回を含めまして3回御審議いただきましたので、その内容を反映したものとなります。

今お配りしたもの、お目通しいただければと思います。

(答申書（案）の確認)

【会長】 そろそろよろしいですか。

先ほどの御意見も含めまして、表現等々をもう少し付け加えたいとか何かありましたらお願ひいたします。

【委員】 令和15年度に税率が全部一緒になるという認識だったんですけれども、令和18年度というのは15年から一部統一で、最終的に18年に全部統一ということですか。

【事務局】 そうですね。まず段階的な統一が示されておりまして、市町村標準税率を設定するのが令和15年度、18年度というのは完全統一という言い方をして、そこではもう全て、収納率とともに含めて統一するということになります。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。

【委員】 こういった今話した内容を市民というか被保険者に理解できるように、より丁寧に対応してほしいというか説明してほしいということ、それ以上は言いようがないですね。この文章でもいいと思うので。

【会長】 この表現でいいかどうか。

【委 員】 ここで今回の改正に至った経緯、経過や、低所得者へも配慮してもらえること、丁寧で分かりやすい説明に努めること、一言で言えばこういうことです。もっと配慮しているよというところを付け加えるような文章があればいいと思います。この附帯意見に至った経過や低所得者への配慮、丁寧に分かりやすい説明に努めること、これ以上の言葉はなかなか見つからないですね。

結果的には、さっき冒頭でお伺いしたように、この保険税の増額というのはまだまだこれからで、ずっと続くということで。

【事務局】 そうです。また来年は来年度でもう一度、当然検討はさせていただきます。

【委 員】 検討して、その辺で止まるということはあまり考えられない話。

【事務局】 今のところそうですね、まだ県の標準保険税率と、ここでまた上げさせていただいても、少し離れているところがありますので。

【委 員】 これ、また来年上げますよという話に。その辺しかないですね、配慮を望んでいるということしかないと私は思います。

【会 長】 18年度の完全統一に向けて、これからもその調整が必要なんだということですね。

【委 員】 書いてありますね。これで大幅な保険料負担にならないように、計画的、段階的に見直すことと書いてありますので、できればということで、これ以上の文章は見つからない。私も、じゃあ何を入れるかと言われても返事はできないですから、よろしくお願ひします。

【会 長】 ほかはいかがでしょうか。

【事務局】 一応、この15年度で保険税率は県が算定した税率を設定、完全ではないですけれども、それ以降になると県が当然税率を下げれば伊勢原市も今度は下がる要素はありますし、上げれば上がる要素があるというような形にはなっていくので、どうしてもそこはもう神奈川県全部一緒になっていくというところで、その14年、15年に向けて、まずは横一線に並ぶように伊勢原市も上げていくような形のロードマップにしていくというような形にはなると思います。

【委 員】 それはそれで1つ、自治体の方向政策の、市民というか対象者にしてみれば、県になったから安くなるということではないわけなので、あくまで受益者負担ですから、税金をもっと投入すれば安くはなるでしょうけどそれはいかないので、ほかの健康保険と比べるとある程度、国保の場合はある意味では公共機関から助けていただいている部分が多いわけでしょう。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 将来的には難しいですね。対象者が増えないと安くはならないし。

【事務局】 あとは、神奈川県内の全部の医療費が下がって、基本的にはやはり被保険者数が減っていくので下がっていく。ただ、今だと医療費は1人当たり今どんどん上がっている状況なので、やはり下げるためにもここにも書かせていただいているんですけど、要するに健診で早期発見というようなところを今後も市のほうとしてはやっていきたいと。

【委 員】 そういうことですね。

【会 長】 いかがでしょうか。

それでは、答申（案）はこのような形でよいという理解でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

【事務局】 では、いろいろ御意見いただきました。最終的な答申書につきましては、日程の都合上、会長一任でまとめさせていただいて、市長への答申という運びになります。

答申書につきましては、また後日、委員の皆様に送付させていただきます。その後の流れとしましては、本答申を尊重しつつ、今回御提示した改定案に基づいて理事者から最終案を議会に提案し、議決を経て税率の確定ということになります。よろしくお願ひします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、事務局からその他の方へお願いいたします。

【事務局】 その他は特に議題はございませんので。

【会長】 ないですか。

では、以上で議事終了となりますので、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

【事務局】 会長、ありがとうございました。

なお、本日の会議録につきましては、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、第4回国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——